

令和3年8月6日

株式会社A. v e r
代理人弁護士 [REDACTED]

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 増田悦子



令和3年7月28日付通知に対するお問合せ

貴職からの令和3年7月28日付通知（以下「7月28日付通知」といいます。また、以下は、特に表記しない限り令和3年の日付であるものとしてご連絡致します。）を拝読しました。

貴職が株式会社A. v e rの代理人に就任されたとのこと、承知いたしました。今後ともご対応方、よろしくお願いいたします。

さて、7月28日付通知によれば、本協会からの7月15日付書面について、貴職主導のもと本協会の指摘に沿って速やかに違反状態を是正するつもりとのことですが、時期はいつ頃になりますでしょうか。

この点、本協会から株式会社A. v e rに対し、7月15日付書面にて、規約の改定及びこれに伴う新契約書面の使用がいつになるかについて、7月末日までにご回答いただきたいと申し入れておりましたが、貴職からの7月28日付通知では時期についてはご回答がなく、また、7月末日までに規約の改定版のご送付もありませんでしたので、改めてお問い合わせさせていただくものです。

今後は貴職主導のもと対応を進めていただけるとのことで、本協会としましては、7月15日付書面にも記載しましたように、本協会としましては、本協会が令和元年9月24日付け「申入書」で指摘した特定商取引法に反する違法な書面が今後も規約が改定されるまでの間利用され続けることについては一切許容できません。

つきましては、貴職には大変お手数をおかけすることにはなりますが、本協会としましては、7月15日付書面にも記載しましたとおり、遅くとも令和3年8月末日までに違法状態が解消されない場合には、違法な規約の差し止めのための訴訟も辞さない所存であることは変わりませんので、速やかにご対応いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

尚、本お問合せ並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、本協会において公表することがあることを念のために申し添えます。

(本件連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5

グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL:03-5614-0543/FAX:03-5614-0743